

令和8年度高等部入学者選考出願予定者に対する教育相談の実施について（御案内）

1 期 間

令和7年9月5日（金）～12月19日（金）

午前の部 9：30～11：00（概要説明、個別面談、授業見学）※正面玄関にて9：20受付

午後の部 13：20～14：50（概要説明、個別面談、授業見学）※正面玄関にて13：10受付

※除外日：土日、祝日のほか、下記の日程

9／10（午後）：午前授業（学習評価の検討日）

9／16（午後）：午前授業（学習評価の検討日）

9／22：児童生徒休業日

9／24～26、29（午後）：午前授業（保護者面談）

10／1～15：校内現場実習

10／30：こたままつり発表を見合う会

11／1：こたままつり

11／4：振替休日

12／5：全校授業研究会

2 対 象

令和8年度本校高等部に出願を予定する生徒と保護者 ※出願資格は次ページ参照

3 申込み方法

事前に教育相談申込書（様式1）に記入の上、FAXでお送りください（日時は調整の上、文書で連絡します）。

4 事前提出書類

以下の書類を相談日の3日前までに届くよう送付願います（個人情報のためFAX不可）。

- (1) 生徒個票 （様式2：生徒記入）
- (2) 教育相談個票 （様式3：保護者記入）
- (3) 教育相談個票 （様式4：担任記入）
- (4) 生徒実態個票 （様式5：担任記入）
- (5) 家庭生活の様子（様式6：保護者記入）※寄宿舍を考えている場合に提出

5 その他

- (1) 教育相談には保護者及び担任等の生徒をよく知る学校関係者も同行してください。
- (2) 上履き、筆記用具を御持参ください。
- (3) 本校高等部への出願予定の生徒は、受検前に必ず教育相談を受けてください。
- (4) 寄宿舍への入舎を考えている生徒は、教育相談日に寄宿舍での相談も行います。
- (5) 教育相談案内文書及び提出書類は、本校ホームページにも掲載します。

【 担 当 】

副 校 長 畠 山 恵 子

高等部主事 佐々木 祐 子

〒025-0037 花巻市太田第27地割207番地4

TEL. 0198-28-2492(直通) FAX. 0198-28-2089

出願資格

- (1) 学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度の知的障がい、肢体不自由を有する者で、令和 8 年 3 月末日までに中学校、若しくは特別支援学校中学部を卒業した者、又は卒業見込みの者。
- (2) 訪問学級は、障がいのために通学して教育を受けることが困難なもの
※事前に本校で実施する教育相談を受けることが出願の条件になります。

学校教育法施行令第 22 条の 3

区分	障がいの程度
知的障がい者	1. 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの